

議案第17号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成22年11月24日

鳥取県知事 平井伸治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

平成22年10月27日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件に係る訴えの提起について

損害賠償等請求事件及び代位求償請求事件について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

(1) 損害賠償等請求事件

岡山市 企業

(2) 代位求償請求事件

岡山市 企業

|

2 訴えの趣旨

平成20年(ワ)第463号損害賠償等請求事件及び平成20年(ワ)第1061号代位求償請求事件につき、平成22年10月19日言渡しのあった岡山地方裁判所の判決を不服として控訴するものである。